

会 則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大和市剣道連盟（以下、「市剣連」という。）に加盟し、「神奈川大和 西部剣友会」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、一般財団法人全日本剣道連盟制定の「剣道の理念」に基づき、その振興を図るとともに、会員相互の親睦融和と青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 定期稽古会の実施
- (2) 市剣連および加盟団体の実施する事業への参加
- (3) その他必要と認められる事業

第3章 組織

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 剣道を愛好し、剣道修練の心構えを自得しようとする青少年
- (2) 剣道指導の心構えに基づく剣道指導者
- (3) 名誉会員

(入会等)

第6条 本会への入会は別に定める様式により行う。

転勤、転居、部活動等の事情により休会する場合および退会する場合は、事務局に書面を提出する。

(会費)

第7条 会員は、定められた会費を納入しなければならない。

会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 月額500円
- (2) 指導者及び名誉会員の会費については、徴収しないものとする。

(名誉会員)

第8条 名誉会員は総会において推薦するものとする。

(保護者会)

第9条 本会に保護者会を置く。

- (1) 保護者会は、第5条に規定する会員のうち未成年会員の保護者全てを保護者会員とし、本会の事業の実施に際して積極的に協力するものとする。
- (2) 保護者会の詳細については、別に定める。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 師範 1名
- (4) 師範代 若干名
- (5) 指導部長 1名
- (6) 副指導部長 若干名
- (7) 事務局長 1名
- (8) 会計・事務局補佐 保護者会より選出
- (9) 顧問 若干名
- (10) 参与 若干名

(役員の仕事)

第11条 役員は相互間の連携を密にして本会の円滑な運営を図るために協力をしなければならない。

(役員を選出)

第12条 役員は役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

また、役員は任期終了後、再任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 機関

(機関)

第14条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務局

(総会)

第15条 総会は本会の最高決定機関であって、第5条に規定する会員をもって構成する。

ただし、青少年のうち、未成年者については保護者を会員とみなす。

第16条 総会は会長が招集する。

第 17 条 総会は次の事項を審議・議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業報告および事業計画
- (3) 決算および予算
- (4) 役員を選出および上部団体等に派遣する役員を選出
- (5) その他重要事項

(役員会)

第 18 条 役員会は会長が招集し、本会の運営等に関することについて協議・決定する。

(事務局)

第 19 条 事務局長は、本会の事務全般を司る。

第 5 章 会計

(経費)

第 20 条 本会の経費は会費、手数料、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 付則

(付則)

第 22 条 本会則は令和元年 7 月 1 日より制定施行する。